

# 青森県報

号外第二十号

平成十六年  
三月二十六日  
(金曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県使用済自動車引取業者登録申請手数料等徴収条例	(環境政策課)	三
青森県特別児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例	(環境政策課)	三
青森県設置条例の一部を改正する条例	(みらい課)	六
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(人事課)	七
任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	九
職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	九
青森県職員倫理条例等の一部を改正する条例	(人事課)	一〇
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一〇
特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一四
職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一五
義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一六
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一七
青森県情報公開条例の一部を改正する条例	(総務学事課)	二〇
青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二三

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	(同)	三
青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	(防災消防課)	三
青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	(環境政策課)	四
青森県立保健大学条例の一部を改正する条例	(健康福祉課)	六
青森県保育士試験受験手数料徴収条例の一部を改正する条例	(みらい課)	六
青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	七
青森県発用施設周辺地域等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例	(工業振興課)	九
青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	(新産業課)	九
青森県発用施設周辺地域等振興基金条例の一部を改正する条例	(むつ小川原振興課)	三
青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(労政・能力開発課)	四
青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農村整備課)	五
青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	五
青森県都市計画法施行条例の一部を改正する条例	(同)	六
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(公営企業局)	六
青森県工業用水道事業条例の一部を改正する条例	(同)	六
青森県営駐車場条例の一部を改正する条例	(同)	六
青森県立高等学校授業料、受講料、入学科及び入学者選 hands 手数料徴収条例の一部を改正する条例	(県立学校課)	三

青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与 条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	… 四
青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……	… 四
青森県営スケート場条例の一部を改正する条例……………	( 教育庁スボ イツ健康課 ) ……	… 四
青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例……………	( 警察本部 企画課 ) ……	… 四
青森県消費生活センター条例を廃止する条例……………	( 文化・スボ イツ振興課 ) ……	… 四
青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例を廃止 する条例……………	( 健康福祉 政策課 ) ……	… 四
青森県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条 例を廃止する条例……………	( 高 齢 福 祉 保 險 課 ) ……	… 四
青森県計画流通米販売業登録申請手数料等徴収条例を廃止 する条例……………	( 農 産 園 芸 課 ) ……	… 四
青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例……………	( 税 務 課 ) ……	… 五
青森県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	( 議 会 事 務 局 ) ……	… 五

青森県使用済自動車引取業者登録申請手数料等徴収条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第一号

青森県使用済自動車引取業者登録申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 法第四十二条第一項の規定による引取業者の登録及び同条第二項の規定による引取業者の登録の更新に関する事務
- 二 法第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録及び同条第二項の規定によるフロン類回収業者の登録の更新に関する事務
- 三 法第六十条第一項の規定による解体業の許可及び同条第二項の規定による解体業の許可の更新に関する事務
- 四 法第六十七条第一項の規定による破砕業の許可及び同条第二項の規定による破砕業の許可の更新に関する事務
- 五 法第七十条第一項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可に関する事務

(手数料の納入)

第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- 一 法第四十二条第一項の規定による引取業者の登録を受けようとする者 使用済自動車引取業者登録申請手数料 四千元
- 二 法第四十二条第二項の規定による引取業者の登録の更新を受けようとする者 使用済自動車引取業者登録更新申請手数料 四千元
- 三 法第五十二条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録を受けようとする者 使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料 四千元
- 四 法第五十二条第二項の規定によるフロン類回収業者の登録の更新を受けようとする者 使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料 四千元
- 五 法第六十条第一項の規定による解体業の許可を受けようとする者 使用済自動車等解体業許可申請手数料 七万八千円
- 六 法第六十条第二項の規定による解体業の許可の更新を受けようとする者 使用済自動車等解体業許可更新申請手数料 七万円
- 七 法第六十七条第一項の規定による破砕業の許可を受けようとする者 解体自動車破砕業許可申請手数料 八万四千円
- 八 法第六十七条第二項の規定による破砕業の許可の更新を受けようとする者 解体自動車破砕業許可更新申請手数料 七万七千円
- 九 法第七十条第一項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 解体自動車破砕業変更許可申請手数料 七万五千元

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、第一条第一号及び第二号並びに第二条第一号から第四号まで並びに次項及び附則第三項の規定は、平成十七年一月一日から施行する。

(青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例の一部改正)

2 青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例(平成十三年十二月青森県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。)第

九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録及び法第十二条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条第三号から第六号までを削る。

(経過措置)

3 法附則第十九条の規定によりなおその効力を有することとされる法附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号。以下「旧フロン類回収破壊法」という。)第二十九条第一項の規定による第二種フロン類

回収業者の登録及び旧フロン類回収破壊法第三十三条第一項において準用する旧フロン類回収破壊法第十二条第一項の規定による第二種フロン類回収業者の登録の更新については、前項の規定による改正前の青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例第一条第五号及び第六号並び

に第二条第五号及び第六号の規定は、なおその効力を有する。

青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十五条第二項の規定に基づき、特例児童扶養資金（児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七号）附則第四条第一項に規定する特例児童扶養資金をいう。以下同じ。）の貸付金の償還の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(償還の免除)

第二条 知事は、特例児童扶養資金の貸付けを受けた者が、所得の状況、死亡したこと又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

(施行事項)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

#### 青森県条例第三号

青森県部設置条例の一部を改正する条例

青森県部設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 青森県部等設置条例

第一条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条中「及び第二項の規定により」を「の規定に基づき」に改め、「の部」の下に「及び局（以下「部等」という。）」を加え、「企画振興部」を「企画政策部」に、「県土整備部」を「「県土整備部  
特別対策局」」に改める。

第二条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条中「部の事務分掌」を「部等の事務分掌」に改め、同条第一号（四）中「他部」を「他の部等」に改め、同条第二号中「企画振興部」を「企画政策部」に改め、同号（一）中「企画」の下に「及び調整」を加え、同条第三号中（一）を削り、（二）を（一）とし、（三）を（二）とし、（四）を（三）とし、同条第六号（二）中「国際交流」を「文化振興及び国際交流」に改め、同条に次の一号を加える。

#### 九 特別対策局

（一） 広報及び広聴に関する事項

(二) 特別の施策に関する事項

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第四号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「第三十一条の二第二項第十一号八、第六十二条の三第四項第十一号八」を「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」に改め、同条第二号中「第三十一条の二第二項第十二号二、第六十二条の三第四項第十二号二」を「第三十一条の二第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」に改める。

(青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例(平成十二年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。



第一条第一号中「第三十一条の二第二項第十一号八、第六十二条の三第四項第十一号八」を「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」に改め、同条第三号中「第三十一条の二第二項第十二号二及び第六十二条の三第四項第十二号二」を「第三十一条の二第二項第十三号二及び第六十二条の三第四項第十三号二」に改め、同条第四号中「第十八条の五第十項及び第三十八条の五第八項」を「第十九条第十一項及び第三十八条の五第九項」に改め、同条第五号中「第十八条の五第十一項第四号及び第三十八条の五第九項第四号」を「第十九条第十二項第四号及び第三十八条の五第十項第四号」に改める。

別表第一号中「第三十一条の二第二項第十一号八、第六十二条の三第四項第十一号八」を「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」に改め、同表第二号中「第三十一条の二第二項第十二号二若しくは第六十二条の三第四項第十二号二」を「第三十一条の二第二項第十三号二若しくは第六十二条の三第四項第十三号二」に改め、同表第三号中「第十八条の五第十項又は第三十八条の五第八項」を「第十九条第十一項又は第三十八条の五第九項」に改め、同表第四号中「第十八条の五第十一項第四号又は第三十八条の五第九項第四号」を「第十九条第十二項第四号又は第三十八条の五第十項第四号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の場合において、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、第一号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第一号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講じなければならない。

4 第一項の場合において、人事委員会は、人事委員会規則で定めるところにより、第一号任期付研究員からの苦情の処理に関する措置を講じなければならない。

5 次の各号に掲げる者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該各号に定める事項に関する第一号任期付研究員ことの記録を保存しなければならない。

一 任命権者 第三項に規定する第一号任期付研究員の勤務時間の状況並びに当該第一号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置

二 人事委員会 前項に規定する第一号任期付研究員からの苦情の処理に関する措置として講じた措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の仕事時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県条例第六号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月青森県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「企業職員等(地方公営企業労働関係法)を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項」を「第三条第四号」に、「及び地方公務員法」を「又は地方公務員法」に改め、「をいう。以下同じ。」「を削る。

第八条中「企業職員等」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員又は地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第三条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項」を「第三条第四号」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年四月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県職員倫理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第七号

青森県職員倫理条例等の一部を改正する条例

（青森県職員倫理条例の一部改正）

第一条 青森県職員倫理条例（平成十二年十月青森県条例第五百五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第十一条第二項」を「第十九条」に改める。

（職員団体の登録に関する条例の一部改正）

第二条 職員団体の登録に関する条例（昭和四十一年七月青森県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二十一条の四第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

（青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正）

第二条 青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和三十八年十二月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十五条の五」を「第十三条第一項（教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第九条第二項において準用する場合を含む。）」「に、「基き」を「基づき」に改める。

第十九条の七第一項中「及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）附則第二項から第四項まで」を削り、「教諭又は講師の」を「教諭の」に改める。

第二十一条の三第一項中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第五条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「第二十一条」を「第十七条」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県条例第八号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十九条及び」を「第六十九条第一項及び第三項並びに」に改める。

第八条の二第一項中「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第一号中「別表第一」を「別表第二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第八十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中「第八十五号」を「第八十四号」に改める。

第十一条中「第一条第八十六号」を「第一条第八十五号」に改める。

別表第二保育士試験委員の項を削る。

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第八十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第八十五号」を「第八十四号」に改める。

第四条中「第一条第八十六号」を「第一条第八十五号」に改める。

別表第三中「保育士試験委員」を削る。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成十四年三月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十四年四月一日から同年十二月三十一日」を「平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「百分の二」を「百分の三を超えない範囲内で知事が定める割合」に、「百分の三」を「その職の職制上の段階を考慮して知事が定める区分に応じて百分の四から百分の六までの範囲内で知事が定める割合」に改める。

第三条中「平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日」を「平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間における職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第三条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員（知事が定める職員を除く。以下「職員」という。）の給料月額については、改正前の職員の給与の特例に関する条例第二条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例第七条の二第一項に規定する職にある職員（知事が定める職員を除く。）の管理職手当の額については、改正前の職員の給与の特例に関する条例第三条の規定は、なおその効力を有する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾



義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第八条及び第十一条」を「第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三条の見出し中「支給等」を「支給」に改め、同条第三項を削る。

第六条第一項中「教育職員」の下に「（管理職手当を受ける者を除く。以下同じ。）」を加え、同条第一項各号を次のように改める。

- 一 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- 二 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- 三 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- 四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、「の退職手当に関する規定」の下に「又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「他の地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）」を、「関する規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加え、「当該地方公共団体以外の地方公共団体」を「当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人」に、「地方公社若しくは公庫等（」を「一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」、地方公社若しくは公庫等（」に改め、「以下同じ。）」の下に「（以下「一般地方独立行政法人等」という。）」を加え、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等の」を「一般地方独立行政法人等職員又は特定地方公社職員」に改め、同項第三号中「地方公社等に社に」を「一般地方独立行政法人又は地方公社」に、「特定地方公社職員」を「それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」に、「引き続き特定地方公社職員」を「引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員」に改め、同項第三号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同項第四号中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」に、「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同項第六号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第八項中「前七項」を「前各項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続き特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第二号の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第七条の三の二中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第七条の四の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第一項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第二項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第三項中「特定地方公社等職員としての在職期間」を「特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間」に改め、「第五項」の下に「及び第六項」を加え、同項第一号及び第三号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項第五号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第四項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続きしたる在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を

含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

第十三条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加える。

附則に次の二項を加える。

35 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)附則別表第一の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続き在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

36 旧機関の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十三条第二項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

#### 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県情報公開条例の一部を改正する条例

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号八中「並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員」に改め、同条第四号中「及び県以外の地方公共団体」を「県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第六号中「及び県以外の地方公共団体の機関」を「県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人」に改め、同条第七号中「又は県以外の地方公共団体の機関」を「県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人」に改め、同号口中「又は県以外の地方公共団体」を「県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号口中「又は県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人」を「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第十三条第一項中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（青森県個人情報保護条例の一部改正）

2 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第十九条第一項第四号中「及び県以外の地方公共団体」を「県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項第七号中「及び県以外の地方公共団体の機関」を「県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人」に改め、同項第八号中「又は県以外の地方公共団体の機関」を「県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人」に改め、同号口中「又は県以外の地方公共団体」を「県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号二中「又は独立行政法人等」を「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第十四号

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例

青森県核燃料物質等取扱税条例（平成十三年七月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「四月一日から翌年三月三十一日までの期間」を「一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間」に改める。

附 則

1 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百五十九条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 改正後の青森県核燃料物質等取扱税条例第四条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に終了する同条第一項及び第二項の課税標準の算定期間について適用し、同日前に終了した改正前の青森県核燃料物質等取扱税条例第四条第一項及び第二項の課税標準の算定期間については、なお従前の例による。

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

青森県産業廃棄物税条例（平成十四年十二月青森県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「又は第十四条の四第六項」を「若しくは第十四条の四第六項」に改め、「を含む。」の下に「又は同法第十五条の四の三第一項の規定による認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条の五において準用する同令第五条の八の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）若しくは同項の規定による認定に係る処理の委託」を加え、同条第三号中「（昭和四十六年政令第三百号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

別表第十六号中「消防用設備等の」を「工事整備対象設備等の」に、「消防用設備等工事等講習受講手数料」を「工事整備対象設備等工事等講習受講手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年六月一日から施行する。

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾



青森県条例第十七号

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例（昭和五十一年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表第三号中1から6までを削り、7を1とし、同号8(2)中「千二百円」を「千三百円」に、「一項目につき 二千七百円」を「一項目につき 二千八百円」に、「四千元」を「四千三百円」に、「四千六百円」を「五千四百円」に、「八千七百円」を「一万三百円」に、「二万四千八百円」を「二万五千円」に改め、同8を同号2とし、同号を同表第二号とし、同表第四号中「二千円」を「二千四百円」に、「七千円」を「七千四百円」に、「一万千四百円」を「一万千八百円」に、「二万四千八百円」を「二万五千円」に、「七千円」を「七千四百円」に、「九千三百円」を「一万円」に、「一万三千六百円」を「一万四千六百円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号1中「五千五百円」を「五千九百円」に、「七千五百円」を「七千八百円」に、「九千元」を「九千二百円」に、「七千三百円」を「七千五百円」に、「二万二千円」を「二万三千二百円」に改め、同号2中「四千七百円」を「六千八百円」に改め、同号3中「一万九千八百円」を「二万六百元」に、「四千八百円」を「五千二百円」に改め、同号を同表第四号とし、同表第六号中「三千九百円」を「四千二百円」に、「五千円」を「五千六百円」に、「六千五百円」を「七千円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第七号を同表第六号とし、同表第八号中「（結核予防法によるツベルクリン反応検査及びエックス線検査にあつては、当該額を超えない範囲内で知事が定める額）」を削り、同号を同表第七号とし、同表第九号を同表第八号とし、同表の備考中「第三号8(2)ア」を「第二号2(2)ア」に、「第七号2」を「第六号2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例

青森県立保健大学条例（平成十年十二月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「三四、四〇〇円」を「三六、〇八〇円」に、「一七、二〇〇円」を「一八、〇四〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県保育士試験受験手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県保育士試験受験手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県保育士試験受験手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第十項」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第一項」に改める。

第二条中「児童福祉法施行令第十三条第十項」を「児童福祉法第十八条の八第二項」に、「八千九百円」を「二万二千七百元」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第二十号

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例の一部を改正する条例

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表に次のように加える。

青森県立はまなす学園
------------

八戸市
-----

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（管理の委託）

第四条 知事は、青森県立はまなす学園の管理を日本赤十字社に委託することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(青森県肢体不自由児施設条例の一部改正)

2 青森県肢体不自由児施設条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表青森県立はまなす学園の項を削る。

第二条中「及び青森県立はまなす学園（以下「学園等」という。）」を削る。

第三条第一項及び第二項中「学園等」を「青森県立さわらび園」に改める。

第四条を削る。

第五条中「学園等」を「青森県立さわらび園」に改め、同条を第四条とする。

(経過措置)

3 この条例の施行前に青森県立はまなす学園において受けた診療並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第四項に規定する

児童短期入所、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第四項に規定する身体障害者短期入所及び知的障害者福祉法（昭

和三十五年法律第三十七号）第四条第四項に規定する知的障害者短期入所に係る前項の規定による改正前の青森県肢体不自由児施設条例第三条第一

項及び第二項に規定する使用料については、なお従前の例による。

青森県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例

青森県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例（平成六年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例

第一条中 「電源立地特別交付金交付規則（平成十二年科学技術庁 告示第十号）を「電源立地地域対策交付金交付規則（平成十六年二月六日文部科学 経済産業）」

省 告示第二号 に、「第二条第十号に規定する発電用施設の周辺地域又はこれに隣接する市町村」を「第二条第八号に規定する発電用施設等所在等市町村」に、「青森県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金」を「青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県条例第二十二号

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例（平成十五年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中

コンピュータ数値制御旋盤	一時間までごとに	二千三百五十円	を
浸漬複合腐食試験機	一時間までごとに	八百二十円	
ワイヤ放電加工機	一時間までごとに	三千七百元	
蛍光エックス線微小部膜厚計	一時間までごとに	二千二百円	

浸漬複合腐食試験機	一時間までごとに	八百二十円	に
ワイヤ放電加工機	一時間までごとに	三千七百元	

高精度研磨盤	一時間までごとに	千五百円	を
--------	----------	------	---

高精度研磨盤	一時間までごとに	千五百円
--------	----------	------

材料試験機	最大荷重五十 トンのもの	一時間までごとに	三千五百五十円
	最大荷重百ト ンのもの	一時間までごとに	五千五十円
蛍光エックス線分析装置		一時間までごとに	五千五百五十円

に改め、

同表第六号中

光造形装置	一時間までごとに	四千八百五十円
-------	----------	---------

を

光造形装置	一時間までごとに	四千八百五十円
投影機	一時間までごとに	百五十円

に改める。

別表第二第二号中「(試験片の作成を要する場合にあつては、四千五百円)」を削り、

真田度測定機による試験	一件につき	千二百円
蛍光エックス線微小部膜厚計による試験	一件につき	千五十円

を

真田度測定機による試験	一件につき	千二百円
-------------	-------	------

に、

物理試験	水分試験	一件につき	千五百五十円
	通気度試験	一件につき	千五百五十円
	強度試験	一件につき	二千五百五十円
	付着力試験	一件につき	二千五百五十円
	粘土分試験	一件につき	二千五百五十円
	粒度試験	一件につき	三千百円
耐火度試験		一件につき	四千五百五十円

を

粒度試験		一件につき	三千百円
------	--	-------	------

に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

~~~~~  
 青森県発電用施設周辺地域等振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾



青森県発電用施設周辺地域等振興基金条例の一部を改正する条例

青森県発電用施設周辺地域等振興基金条例（平成十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県発電用施設等所在市町村等振興基金条例

第一条中 「科学技術庁  
通商産業省 電源立地特別交付金交付規則（平成十二年 告示第十号）を 文部科学  
経済産業 電源立地地域対策交付金交付規則（平成十六年二月六日 告示第十号）」を

省 告示第二号 に、「第二条第十号に規定する発電用施設の周辺地域又はこれに隣接する市町村の住民が通常通勤することができる地域への企業の導  
省 入及び当該地域内における産業の近代化の」を「第二条第一号に規定する発電用施設等が所在する市町村及びその周辺の地域における公共用の施設の  
整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進する」に、「青森県発電用施設周辺地域等振興基金」を「青森県発電用  
施設等所在市町村等振興基金」に改める。

第五条中「第一条に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 交付規則第三条第六号に規定する公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置
- 二 交付規則第三条第七号に規定する企業導入・産業活性化措置（事業地域に立地する企業に対する設備（土地及び建物を含む。）の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付けに係る事業を除く。）
- 三 交付規則第三条第八号に規定する福祉対策措置
- 四 交付規則第三条第九号に規定する地域活性化措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第二項第一号の表青森県立三沢高等技術専門校の項及び青森県立木造高等技術専門校の項を削り、同条に次の一項を加える。

3 青森県立弘前高等技術専門校及び青森県立八戸工科学院に分校を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称              | 位 置     |
|------------------|---------|
| 青森県立弘前高等技術専門校木造校 | 西津軽郡木造町 |
| 青森県立八戸工科学院三沢校    | 三 沢 市   |

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表国営岩木山ろく開拓パイロット事業のうち農地造成事業（開墾、土じょう改良事業に限る。）の項及び国営五戸台地土地改良事業の項を削り、同表国営八戸平原土地改良事業の項中「百分の三十八・二三」を「百分の三十三・一三」に、「百分の二十六・〇九」を「百分の三十二・〇九」に改める。

第四条第二項中「国営岩木山ろく開拓パイロット事業のうち農地造成事業、」及び「国営五戸台地土地改良事業」を削る。

第五条第一項中「国営浪岡東部台地土地改良事業」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県条例第二十六号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

青森県建築基準法施行条例（平成十二年十月青森県条例第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「区域は、」の下に「八戸市の区域以外の区域であつて」を加え、「弘前市及び八戸市」を「及び弘前市」に改め、「同条第一項」の下に「の条例で指定する平均地盤面からの高さは、四メートルとし、同項」を加える。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

青森県都市計画法施行条例（平成十五年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条を第七条とし、同条の前に次の一条を加える。

（令第三十六条第一項第三号八に規定する条例で定める建築物）

第六条 令第三十六条第一項第三号八に規定する条例で定める建築物は、青森市、弘前市及び八戸市の区域以外の区域に限り、令第八条第一項第二号

口から二までに掲げる土地の区域を含まない土地の区域内において新築し、又は改築する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業の施行に伴い自己の居住の用に供する目的で新築し、又は改築する市街化調整区域内にある自己の居住の用に供する住宅で、その敷地面積が二百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの

二 自己の居住の用に供する目的でその敷地内において又はその敷地として使用されている土地の区域を拡張して新築し、又は改築する既存自己用住宅で、その敷地面積が二百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの

第二条の見出しを「(令第三十一条ただし書に規定する条例で定める開発区域の面積)」に改め、同条中「都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)」を「令」に改め、同条の表中「法第四条第十一項に規定する」を削り、同条を第五条とする。

第一条の次に次の三条を加える。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(法第三十四条第八号の三に規定する条例で指定する土地の区域及び条例で定める予定建築物等の用途)

第三条 法第三十四条第八号の三に規定する条例で指定する土地の区域は、青森市、弘前市及び八戸市の区域以外の区域に限り、次の各号のいずれにも該当する土地の区域のうち、規則で定めるところにより知事が指定する土地の区域とする。

一 建築物の敷地と当該建築物に最も近接する建築物の敷地との間の距離が五十メートル以内であること。

二 主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、その区域外の相当規模の道路と接続していること。

三 排水路その他の排水施設が、その区域内の下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

四 水道その他の給水施設が、その区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されていること。

五 隣接し、又は近接する市街化区域における計画的な市街化を図る上に支障がないこと。

六 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「令」という。）第八条第一項第二号口から二までに掲げる土地の区域を含まないこと。

2 法第三十四条第八号の三に規定する条例で定める予定建築物等の用途は、住宅（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二の第一項第一号に掲げる住宅（長屋を除く。）及びこれに附属する建築物をいう。以下同じ。）の用途以外の用途とする。

（法第三十四条第八号の四に規定する条例で定める開発行為）

第四条 法第三十四条第八号の四に規定する条例で定める開発行為は、青森市、弘前市及び八戸市の区域以外の区域に限り、令第八条第一項第二号口から二までに掲げる土地の区域を含まない土地の区域内において行う開発行為で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げるものに関する事業の施行に伴い市街化調整区域内にある自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で、開発区域の面積が二百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの

二 既存自己用住宅（区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際現に存する自己の居住の用に供する住宅及び法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けて建築された自己の居住の用に供する住宅をいう。以下同じ。）の建築の用に供する目的でその敷地内において又はその敷地として使用されている土地の区域を拡張して行う開発行為で、開発区域の面積が二百平方メートル以上五百平方メートル未満のもの

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第二十八号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第三号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同条第四項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第七項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に改める。

第十九条の二中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十七条第二項第三号及び第十九条の二の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係る失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 改正後の青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）（第十七条第七項の規定は、施行日以後に職業に就いた者

に対する同項の就業促進手当に相当する退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する改正前の青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「旧条例」という。）（第十七条第七項の再就職手当及び常用就職支度金に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 前二項の場合において、施行日前に退職した職員に関する平成十五年五月一日から施行日の前日までの間における旧条例第十七条第四項から第七項までの規定の適用については、同条第四項中「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）第一条の規定による改正前の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号。以下「旧雇用保険法」という。）」と、同条第五項から第七項までの規定中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

5 前三項の規定にかかわらず、平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第十七条第四項から第七項までの規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、知事の定めるところによる。

6 附則第二項から第四項までの規定にかかわらず、平成十五年五月一日前に退職した職員が同日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第八条の規定による就業促進手当の支給の例により新条例第十七条第七項の就業促進手当に相当する退職手当を支給する。この場合において、旧条例第十七条第七項の規定により再就職手当又は常用就職支度金に相当する退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、知事の定めるところによる。

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、知事が定める。

青森県工業用水道事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日



青森県条例第二十九号

青森県工業用水道事業条例の一部を改正する条例

青森県工業用水道事業条例（昭和四十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の表青森県八戸工業用水道の項中「七円六十二銭」を「七円三十八銭」に、「十五円二十四銭」を「十四円七十六銭」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十号

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例

青森県営駐車場条例（昭和五十九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一割」を「二割」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

|       | 区                                                                                                                          | 分                                                                      | 金額（一台につき）                                                           |                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通料金  | 午前七時から午後十時<br>まで（入場した日の翌<br>日以後の日に出場する<br>場合における出場する<br>日を除く日の午後九時<br>から午後十時まで及び<br>入場した日を除く日の<br>午前七時から午前七時<br>三十分までを除く。） | 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法<br>律（昭和三十二年法律第百七十八号）に規定す<br>る休日（以下「休日」という。）を除く。） | 三十分までにつき 百十円<br>（入場した日を除く日にあつては、百円）<br>三十分を超える場合<br>超過時間三十分までごとに 百円 |                                                                                            |
|       |                                                                                                                            | 土曜日、日曜日及び休<br>日                                                        | 二時間までの場合                                                            | 三十分までにつき 百十円<br>（入場した日を除く日にあつては、百円）<br>三十分を超える場合<br>超過時間三十分までごとに 百円                        |
|       |                                                                                                                            |                                                                        | 二時間を超える場合                                                           | 五時間までごとに 五百円<br>ただし、五時間に満たない端数がある場合で、<br>その端数部分が二時間を超えないときは、その端<br>数部分については、三十分までごとに百円とする。 |
|       | 入場した日の翌日以後の日に出場する場合における午後九時から翌日の午<br>前七時三十分まで                                                                              |                                                                        | 一夜につき 五百三十円                                                         |                                                                                            |
| 月きめ料金 | 全日使用する場合                                                                                                                   |                                                                        | 月額 一万六千三百円                                                          |                                                                                            |
|       | 日曜日及び休日を除く日の午前七時から午後十時までの間使用する場合                                                                                           |                                                                        | 月額 一万五千八百円                                                          |                                                                                            |

附 則

- この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

- 2 改正後の青森県営駐車場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の駐車場の利用に係る使用料について適用し、同日前の駐車場の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第三十一号

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「十万八千円」を「十一万五千二百円」に、「二万八千八百円」を「三万二千二百円」に、「二百八十円」を「三百円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において県立高等学校に在学し、かつ、施行日以後引き続き県立高等学校に在学する生徒の当該引き続き在学に係る授業料又は受講料の額は、改正後の青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において県立高等学校以外の学校から県立高等学校に転学をし、又は県立高等学校に編入学若しくは再入学をした生徒に係る授業料又は受講料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、当該生徒の属する年次に在学する生徒（学年による教育課程の区分を設けない全日制又は

定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）に転学をした者にあつてはその者が転学をした日前に在学した県立高等学校以外の学校に入学した日の属する年度と単位制による課程に入学した日の属する年度が同一であつた生徒、単位制による課程に編入学又は再入学をした者にあつてはその者が編入学又は再入学をした日において全日制又は定時制の課程（単位制による課程を除く。）に編入学又は再入学をしたとした場合に属することとなる年次に在学する生徒）に係る授業料又は受講料の額と同額とする。

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三十二号

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県条例第三十三号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「三、五九二人」を「三、五〇五人」に、「二、二二〇人」を「二、二一九人」に、「三、五八九人」を「三、五九〇人」に、「六、二四〇人」を「六、二三二人」に、「二四、七七六人」を「二四、五七一人」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十四号

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例

青森県営スケート場条例（昭和六十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表中

百円

を

百十円

に、「二百円」を「二百二十円」に、「三百円」を「三百

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

三十円」に、「五百三十円」を「五百九十円」に、「一人につき 百円」を「一人につき 百十円」に、「四百十円」を「四百七十円」に改め、同号口の表中「一万九千八百円」を「二万二千百円」に、「二万六千百円」を「二万九千百円」に、「四千三百円」を「四千八百円」に、「六万八千円」を「六万七千九百円」に、「七万八千六百円」を「八万七千八百円」に、「二万六千七百円」を「二万八千六百円」に、「二万二千円」を「二万四千五百円」に、「三千二百円」を「三千五百円」に、「五万三百円」を「五万六千二百円」に、「六万五千円」を「七万二千六百円」に、「三万五千五百円」を「三万五千二百円」に、「四万八千円」を「四万五千六百円」に、「七千五百円」を「八千三百円」に、「九万三千三百円」を「十万四千三百円」に、「十二万七千七百円」を「十三万六千円」に改め、同表の備考中「二万二千五百円」を「二万三千九百円」に、「七千七百円」を「八千六百円」に改め、別表第二号イ②の表中「二万五百円」を「二万七千七百円」に、「二万三千六百円」を「二万五千二百円」に、「二千三百円」を「二千五百円」に、「三万二千五百円」を「三万六千三百円」に、「四万二千円」を「四万六千九百円」に、「九千四百円」を「一万五百円」に、「二万二千六百円」を「二万四千円」に、

|      |   |      |
|------|---|------|
| 千七百円 | を | 千九百円 |
|------|---|------|

に、「二万七千三百円」を「三万五百円」に、「三万五千七百円」を「三万九千九百円」に、「一万六千八百円」を「二万八千七百円」に、「二万二千円」を「二万四千五百円」に、「四千円」を「四千四百円」に、「五万四百円」を「五万六千三百円」に、「六万五千円」を「七万二千七百円」に改め、同表の備考中「一万二千五百円」を「一万三千九百円」に、「七千七百円」を「八千六百円」に改め、同号口の表中「二万四千六百円」を「二万七千五百円」に、「三万二千円」を「三万五千七百円」に、「五万二千六百円」を「五万八千八百円」に、「六万八千三百円」を「七万六千三百円」に改め、同表の備考中「一万二千五百円」を「一万三千九百円」に改め、別表第四号の表中「四百十円」を「四百五十円」に、「千二百六十円」を「千四百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「九四人」を「九五八人」に、「二九二人」を「二九四人」に、「六二三人」を「六二一人」に、「六三四人」を「六四一人」に、「六五二人」を「六五九人」に、「二、一八五人」を「二、二二〇人」に、「二、五八四人」を「二、六〇九人」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県消費生活センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県消費生活センター条例を廃止する条例

青森県消費生活センター条例（昭和四十六年七月青森県条例第二十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第三十七号

青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例を廃止する条例

青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成五年十月青森県条例第三十四号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に廃止前の青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例第三条第一項の規定により締結した契約に係る修学資金については、なお従前の例による。

青森県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条例を廃止する条例をここに公布する。



平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

青森県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条例を廃止する条例

青森県介護支援専門員実務研修受講試験受験手数料徴収条例（平成十年六月青森県条例第三十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県計画流通米販売業登録申請手数料等徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十九号

青森県計画流通米販売業登録申請手数料等徴収条例を廃止する条例

青森県計画流通米販売業登録申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第六十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例

青森県核燃料物質等取扱税条例（平成十三年七月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「濃縮」の下に「核燃料の挿入」を加え、同号を同条第十一号とし、同条中第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の前に次の一号を加える。

七 核燃料の挿入 核燃料（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第三号の燃料体をいう。以下同じ。）を規制法第二十三条第一項第一号の実用発電用原子炉（以下「実用発電用原子炉」という。）に挿入することをいう。

第二条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 原子炉設置者 規制法第二十三条第一項の許可を受けた者をいう。

第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 当該原子炉設置者

第三条に次の一項を加える。

2 前項第二号の核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

一 規制法第二十三条第一項の許可を受けた後最初に実用発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和三十九年法律第七十

号) 第四十九条第一項の検査のすべてに合格した日

二 電気事業法第五十四条第一項の検査の開始の日から終了の日までの期間内に実用発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査の終了の日

三 前二号に掲げる場合のほか、実用発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷の終了の日

第四条第一項中「定める重量」の下に、「価額」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 当該核燃料の挿入に係る核燃料(既に核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。)の価額

第四条第五項中「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「核燃料物質等の取扱いの」を「核燃料物質等の取扱い(核燃料の挿入を除く。以下本条において同じ。)」の「に」、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号の価額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

第五条中「額」を「もの」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 百分の十

第七条第一項中「納税義務者」の下に「(核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者を除く。)」を、「第四条第一項各号」の下に「(第二号を除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「課税標準額」の下に「若しくは課税標準額」を加え、同項を同条第三

項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者は、核燃料の挿入がなされた日の属する月の末日の翌日から起算して二月以内に、規則で定めるところにより、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

第九条中「第七条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十一条中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改め、「事業所」の下に「同条第七号に規定する核燃料の挿入に係る実用発電用原子炉」を加え、「同条第六号」を「同条第八号」に、「同条第七号」を「同条第九号」に、「同条第八号」を「同条第十号」に改める。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の税率は、第五条第二号の規定にかかわらず、当分の間、百分の十二とする。

#### 附則

1 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百五十九条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 改正後の青森県核燃料物質等取扱税条例の規定中核燃料の挿入（改正後の青森県核燃料物質等取扱税条例第二条第七号に規定する核燃料の挿入をいう。以下同じ。）に係る核燃料物質等取扱税に関する部分は、この条例の施行の日以後に行う核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税について適用する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四十一号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

| 名称        | 所管事項                                                                       | 定数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|----|
| 総務企画委員会   | 総務部、企画政策部、特別対策局、出納局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 | 九人 |
| 環境厚生委員会   | 環境生活部及び健康福祉部の所管に属する事項                                                      | 八人 |
| 農林水産委員会   | 農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項                                       | 九人 |
| 商工観光労働委員会 | 商工労働部、文化観光部及び地方労働委員会の所管に属する事項                                              | 八人 |
| 文教公安委員会   | 教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項                                                      | 八人 |
| 建設公営企業委員会 | 県土整備部、公営企業局及び収用委員会の所管に属する事項                                                | 九人 |

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川二丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭